



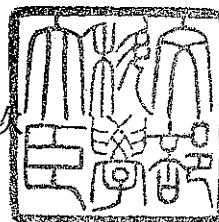
第20回原子力委員会
資料第1-1号

17 諸文科科第2751号
平成18年5月19日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣

小坂憲次



独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子炉設置変更〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 殿塚 鯉一から平成17年8月15日付け17原研05第94号（平成18年1月25日付け17原機（安）030及び平成18年3月29日付け17原機（安）033をもって一部補正）をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設において、高温の熱源や経済性に優れた発電手段となり得る高温ガス炉の革新技術の実用化を目指す基礎・基盤研究開発の一環として、高温ガス炉基盤技術の高度化を図るために、実炉を用いて高温ガス炉固有の安全性を実証する試験を実施するため、特殊運転の項目として、1次冷却材流量を喪失させる「循環機3台停止試験」及び、その状態で炉容器冷却設備を停止する「炉容器冷却設備停止試験」を行えるよう原子炉保護設備の一部を改造するものである。なお、独立行政法人日本原子力研究開発機構の発足に伴い組織名称等を変更する。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・基礎的・基盤的な研究開発で生まれた革新的技術概念に基づく技術システムの実現可能性を探索するための研究開発について、「高温の熱源や経済性に優れた発電手段となり得る高温ガス炉とこれによる水素製造技術の研究開発等については、今後とも技術概念や基盤技術の成熟度等を考慮しつつ長期的視野に立って必要な取組を決め、推進していくことが重要である。」とする我が国の原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要とされる資金は、特別会計運営費交付金（電源開発促進対策特別会計・電源利用勘定運営費交付金）をもつて充当する計画としている。

のことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められる。